

千葉県告示第569号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により告示します。

令和2年7月14日

千葉市長 熊谷俊人

1 形質変更時要届出区域

千葉市美浜区若葉三丁目1番11の一部（別図1及び2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

(1) ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

(1) ふっ素及びその化合物

(別図1)



出典：ゼンリン電子地図帳（Z19BB 第2465号）

別図 2

